--- 規制&標準化の潮流 ---

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の動向 - 2017年改正化審法の背景と改正概要 -

健康・安全事業部 有賀 のり子

1 はじめに

2017年6月7日に「化学物質の審査及び 製造等の規制に関する法律(通称: 化審法)の 一部を改正する法律」(平成29年法律第53号) (以下,「改正化審法」という)。が公布され, 2019年1月に施行されました。化審法は、 「審査」と「規制」の両面から化学物質を管理 する法律です。新規化学物質の製造・輸入に 際しての事前審査制度を設けており、その性状 等に応じて使用等についても必要な規制を行う ことで、化学物質による環境汚染を防止する ことを目的としています。化審法は、化学物質 管理に関する国際目標達成の必要性や国際動向 との整合性を踏まえた方向へ改正・検討が進ん でいます。こうした国内外の規制動向を注視し, 対応することが事業者の着実な事業展開に繋が ると言えます。

2 改正の背景

2002 年開催の持続可能な開発に関する世 界首脳会議で合意された目標「2020年まで に化学物質の製造・使用に伴う人及び環境への 著しい悪影響を最小化する」(WSSD2020年 目標)の達成に向け、各国で化学物質管理の 強化に向けた取組みが進められています。また. 国際的な化学物質管理政策は、化学物質固有の 有害性のみに着目したハザードベースの規制 管理から、ヒトおよび動植物へどれだけ影響を 与える可能性があるかのリスクベースを加味 した規制管理へ移行しています。化審法は, これまでも社会的背景や国際的整合性を踏ま えて計4回改正されており、今回は、国際動 向に加えて、化学産業の国際競争力の強化や 事業者の負担軽減も視野に入れた合理的な規 制・制度運用の内容に改正されました。

3 改正化審法の改正点

3.1 少量・低生産量新規化学物質確認制度の 見直し

生産量の少ない新規化学物質の届出方法には、「少量新規化学物質(国内製造・輸入量の上限値 1 トン以下)」と「低生産量新規化学物質(国内製造・輸入量の上限値 10 トン以下)」の2種類があり、通常の届出に比べると、ヒト

健康に係るスクリーニング毒性試験や生態毒性 試験が不要であるため手続きが簡単です。これ までは製造・輸入数量の全国数量上限により、各 事業者の新規化学物質の製造・輸入数量の合計 が一定量を超えた場合、国による数量調整が 行われていました。この結果、事業者は、予定 数量を製造・輸入できず、事業機会を逃すケー スがありましたが、改正により、全国数量上限 について, 各事業者の製造・輸入数量を化学 物質のライフサイクルを考慮した環境排出量へ 変更することで、国による数量調整は減少し、 事業者においては、予定数量の製造・輸入が できるようになりました。これにより、少量を 製造するような新規機能性化学物質の開発・ 製造のスピードが加速し、事業者の国際競争力 の向上が見込まれます。一方で,事業者は原則, 用途証明書類を国に提出する義務が生じるため、 用途情報の重要性が増し、化学物質の製造・輸 入者のみならず、サプライチェーンの川下事業 者との協力がより重要になったと言えます。

3.2 新しい区分(特定一般化学物質)の導入

これまで、新規化学物質の事前審査において、 毒性(ヒト健康・環境)が強くても曝露レベル が低い物質は一般化学物質と判断されていま したが、改正により一定の閾値を超える毒性 を有する物質は、 曝露レベルが低くても規制 対象となり、新しく設けられた「特定一般化学 物質」に該当することになります。その背景 として, 近年, 化学産業は少量多品種の機能 性化学物質の生産に移行しており、機能性の 高い化学物質のなかには毒性の強いものが 出現しているため、不用意な環境排出を防止 する必要があります。毒性が強いと判断された 物質は, 関係大臣(厚生労働大臣, 経済産業 大臣及び環境大臣) による事業者への通知およ び主務大臣による事業者への指導・助言など により、規制強化されます。

3.3 化審法の運用見直し

一般化学物質等の届出様式と各種試験について見直しがなされ、分解度試験、蓄積性試験及び高分子フロースキーム試験の国際的整合性がとられ、事業者の費用負担を軽減する内容

(2018年4月施行)となっています。高分子フロースキーム試験は日本独自の試験で、昭和62年に化審法において高分子化合物の安全性を評価するために制定され、安定性試験、溶解性試験及び分子量測定の3つの試験で構成されます。今回の改正で、高分子フロースキーム試験条件が簡素化され、新規機能性化学物質の開発が促進されると考えます。

[改正化審法のポイント]

○分解度試験

- OECD テストガイドライン 301Fの 導入
- ・1%以上の分解物であっても分解途上と考えられる場合は後続評価の免除

○蓄積性試験

- ・混餌投与法の導入
- ・一濃度区試験の適用条件 (BCF (生物 濃縮係数) <500) の廃止

○高分子フロースキーム試験

- ·安定性試験の pH1.2 及び 7.0 の削減
- 安定性試験の重量測定の削減
- ・有機溶媒の溶解性試験のオクタノール 及びヘプタンの削減

4 おわりに

化審法は国内の化学品事業を円滑に展開する うえで遵守すべき法令の一つであり,合理化と 厳格化へ向けた見直しが今後も継続的に行わ れる見込みです。すなわち、国際動向を踏まえ た効果的、効率的な化学物質管理の導入、サブ ライチェーンを通した情報の共有が一層強化 されると考えます。届出後も事後管理の下に 置かれることになり、様々な要求項目に適切 かつタイムリーに対応することが事業の安定的 維持と拡大の上で重要になります。このような 化審法の円滑対応は事業のグローバル展開の 基本となり、戦略的に各国の要求項目をも満た す対応を行うことで、より効率的な事業拡大が 期待されます。当社では、長年にわたる豊富な 知識と経験, 実績をもとに, 化学物質の試験 アレンジから化審法の届出・申出までの一貫 したサービスを通して、お客様の事業活動を 支援してまいります。



有賀 のり子 (あるが のりこ) 健康・安全事業部

3.3 16番広の連用見回し

参考資料

- ·経済産業省:化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律【逐条解説】: available from https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_exposition.pdf, (accessed 2019-12-09).
- ・経済産業省: 化審法における製造数量等の届出様式の改正について: available from https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/todoke/19info/exis_resize_1902.pdf, (accessed 2019-12-09).
- ・経済産業省:2019年からの少量新規・低生産量審査特例制度について:available from https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/new19info.html, (accessed 2019-12-09).
- ・経済産業省:2019年からの一般化学物質等製造数量等届出について:available from https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/existing19info.html, (accessed 2019-12-09).